

雇用環境の整備

安定成長下、本県の労働力需要も鈍化が予想される反面、高齢労働者や女子労働者は急増する等、雇用をとりまく環境は厳しさを増しています。また技術革新の進展や産業構造の変化により、高度の技能者の養成確保と能力開発の向上が要請されています。このような労働情勢に対応し、勤労者の雇用を確保し、地位の向上及び福祉の増進を図るため、総合的な雇用環境の整備を推進します。

★若年労働力の確保対策…………… 1,670万円

各公共職業安定所に進路相談員を配置し、求人説明会等を実施します。また大学生のUターン就職対策のため求人情報コーナーを設置します。

★心身障害者の雇用促進…………… 610万円

(1)障害者と企業との集団見合い、巡回職業相談を実施する等法定雇用率達成をめざして積極的に促進します。

(2)心身障害者職場カウンセラーを主要安定所に配置します。また職場適応訓練制度を活用して強力な就職促進を図ります

★中高年齢者等の雇用促進… 1億9,302万円

公共職業安定所に職業相談員を配置し、雇用の維持、拡大を図ります。

★婦人就業対策…………… 2億553万円

婦人就業援助センターでの内職関係業務、パートタイムコーナーでの就業相談、指導、情報提供を強化し、婦人の能力の再開を図ります。

★新規卒業者の職業訓練の充実…………… 1億6,545万円

産業界で中堅技能者として活躍する人を育てるため、中学、高校の新卒者を対象とした養成訓練の内容を充実強化します。特に天草専修職業訓練校の電気工事を昭和58年度に専修課程から普通課程（高卒1年）へ切替えるための施設整備を行います。

★離転職者の職業訓練…………… 1億4,904万円

離転職者の再就職を促進するため、職業訓練校で能力再開訓練を拡大して実施しますが、訓練校で対応できない訓練科目は民間の訓練施設に依頼して委託訓練を実施します。

★認定職業訓練の充実と振興… 1億383万円

生涯訓練体制の確立のため民間で実施している認定職業訓練を振興するため、施設設備の助成と訓練内容の充実と育成を図ります。

★中小企業労働対策…………… 1,358万円

中小企業における労使関係の安定と従業員の労働条件の改善と福祉の向上を図るため、中小企業労働相談所において労使関係者からの労働問題の相談に応じ労働紛争を未然に防止するための助言指導を行うとともに中小企業労務改善集団が行う労務改善事業を指導助成します。

★勤労者福祉対策…………… 4億6,788万円

社会経済の厳しい状況の中で、勤労者の多様な欲求に応えつつ職場内外にわたる生活の安定と余暇の有効な利用を促進するため次の事業を実施します。

- (1)中小企業退職金共済制度等の加入を促進し余暇利用の諸事業の実施
- (2)労働金庫、勤労者住宅生活協同組合等労



はやく一人前に……熊本高等職業訓練校の理容科

働福祉事業体に対し、労働者の生活安定の向上と生活環境の整備改善のための資金貸付

(3)信用力の乏しい未組織労働者の信用保証機関である勤労者信用基金協会の助成と生活資金等の融資の円滑化の促進

(4)中小企業における賃金の遅欠配等による生活困窮者に対する生活資金の融資の促進

★勤労青少年・勤労婦人の福祉対策…………… 6,194万円  
勤労者少年の健全な育成と勤労婦人の家庭

生活と職場生活の調和を図り、勤労意識の向上に資するため勤労青少年ホーム、働く婦人の家の建設を助成します。

★中小企業従業員住宅建設… 1億2,471万円  
中小企業従業員住宅を建設し、従業員の生活の安定と雇用の確保により中小企業の振興を図ります。

★失業対策諸事業の実施…………… 6億7,831万円  
熊本市及び荒尾市の両地域に一般失業対策事業を実施するほか荒尾市の特定地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業等を指導します。

観光産業の振興

余暇需要全体の伸びがゆるやかになっていく今日、余暇を活用する人々が何を選択するか、どの場所での観光を選択するかは、余暇を活用する人々の買手市場となっているから、これからの観光地は、その質の差異が決定的な競争の条件となってきました。

したがって、これからの本県の観光振興は、「魅力のある観光地づくり」を基本に、その推進を図っていくこととします。

★観光基本計画の推進

○地域別観光振興対策事業（住民参加による観光地づくりの推進）…………… 370万円

県内の各観光拠点に地域住民の各界各層で組織する「明日の観光〇〇を創る会」の組織づくりとその活動のなご一層の活発化を推進し魅力ある観光地づくりを進めます。

★観光農林水産業振興対策…………… 1,038万円

○一次産業と観光との連携を深めるため観光農園等の開設、拡充あるいは一次産品の観光商品化の研究に対して補助します。補助率1/2、限度額200万円

★観光地盤整備の推進

○自然公園（国立公園、県立公園）施設整備…………… 1億4,630万円

阿蘇、天草の国立公園における園地、駐車場、歩道の整備や、小岱山国民休養地における野外活動施設の整備を行い自然公園の利用促進を図ります。

○県立公園施設整備補助…………… 4,940万円

地域観光の利用の拠点であり県民の休養レクリエーションの場として最も利用される県立公園の効果的な利用を図るため、市町村が行う自然公園の整備に対して補助を行います。事業主体…市町村、補助率1/2

○観光地盤整備事業…………… 1億9,260万円

・主要観光地道路整備促進事業… 1億円  
大型観光バス乗り入れが難しいなど道路事情が特におかれている主要観光地の道路を早急に整備します。

・観光地盤整備補助…………… 9,260万円  
一般観光地として自然景観がすぐれ観光レクリエーション等の場として利用され又将来観光客の誘致が見込まれる地域に対し今後観光拠点として開発し全体計画にもとづいて施設の整備を行う市町村に対し補助を行います。

事業主体…市町村 補助率1/2

・阿蘇野草園造成事業…………… 1,084万円  
阿蘇の野草を集めた野草園の造成を南阿蘇国民休暇村地内に前年に引きつづき実施します。整備期間……………56～58年度

・第二次観光標識整備事業… 1,597万円  
観光旅行者の利便をはかるため主要観光地や、主要観光ルートの標識の整備を今後3ヶ年計画で実施します。

・博物館施設（ビジターセンター）整備事業…………… 3,047万円  
環境庁が南阿蘇国民休暇村地内に建設する博物館施設（ビジターセンター）の内示展示物の整備を行います。